

# 人材紹介基本契約書

株式会社〇〇（以下「甲」という。）と有料職業紹介事業者である株式会社びねつ（以下「乙」という。）とは、有料職業紹介に関する基本事項について、次のとおり契約する。

## 第1条（基本原則）

甲及び乙は、本契約に基づく職業紹介に関し、相互利益を尊重し、信義誠実の原則に従って行うものとする。

2 乙は、甲と求職者（以下「丙」という。）との間をとりもって、雇用関係が円滑に成立するように第三者として行うものとする。

## 第2条（業務運営規程等の明示）

乙は、甲及び丙に対し、求人の申込み又は求職の申込みを受理した後に、以下の項目を書面の交付又は電子メールにより明示しなければならない。

- ① 取扱職種の範囲
- ② 業務運営に関する規程
- ③ 手数料表
- ④ 個人情報取扱規程

2 乙は、前項に規定する第2号及び第3号に関し、一般の閲覧が可能となる場所に掲示し、遵守しなければならない。

## 第3条（紹介の内容）

甲は乙に対し、甲の求める職能要件を提示し、乙は丙に対し、面談等を実施した上で甲の求める適切な人材であると判断した場合は、丙を甲に紹介する。

2 前項の場合において、乙は丙に対し、甲の求人申込書を明示して職業紹介を行うものとする。

## 第4条（採用選考及び雇用契約）

甲は、乙が紹介した丙を自ら選考の上、採用を決定した場合は、丙に対し採用決定通知書及び雇用契約書をもって雇用契約を締結する。またその採用決定の都度、甲乙間で覚書を締結することとする。

2 前項に規定する雇用契約書に関し、乙は甲に対し、当該雇用契約について適切な助言及び支援を行い、甲は乙を介してこれを丙に渡すものとする。

第 5 条（契約の有効期間）

本契約書の有効期間は、本契約締結の日から 1 年間とする。 但し、有効期間満了の 1 ヶ月前迄に甲・乙に別段の意思表示のない限り、更に 1 年間効力を延長するものとし、以後も同様とする。なお、本契約の有効期間中であっても甲からの書面による通知により、本契約を中途解約できるものとする。

第 6 条（コンサルティングの対価／報酬の支払い）

1. 本業務の対価（以下「本対価」という）は成功報酬とする。甲は、本業務により乙から紹介された人材の採用を決定し、かつこの者が甲に入社した場合は、本条に定める方法により、乙に対し、当該採用決定者の年収（事項に定める計算式により算出される理論年収または 3 項に定める年収）の 30%（変動する場合は都度個別契約を締結するものとする。）にあたる額（税別）を本対価として支払う。
2. 前項に規定する理論年収は、以下の計算式により算出する。  
理論年収＝月額（採用決定者採用時における雇用契約書に記載された金額をいう。以下同じ。）月額固定給×12ヵ月+賞与  
月額固定給＝基本給+役職手当+住宅手当+家族手当等の各種手当(通勤手当は除く)
3. 前項の規定に拘らず、採用決定者の給与体系が年俸制である場合には、当該採用決定者における初年度の年俸額をもって年収とする。
4. 乙は、採用決定者入社の実事について甲から連絡を受けた後、速やかに当該採用決定者にかかる本対価の請求書を当該採用決定者の入社日の属する月の月末までに甲に発行する。甲は、請求書受領日の翌月末日までに、乙の指定する銀行口座に振込むことにより、当該本対価を支払う。

第 7 条（返還条項）

甲は乙が推薦した丙を採用した後、当該人材が退職した場合、甲は下記の割合で乙に返還金を請求するものとする。但し、甲の責めに帰すべき事由又は不可抗力の場合には、この限りではないものとする。なお、返還金の請求は、いずれもその期間内に甲が乙へ文書で申し出たものに限るものとする。

返還する金額の算定は下記に定める勤続月数により決定する。

| 勤続月数       | 返還する紹介料の割合   |
|------------|--------------|
| 入社後 1 ヶ月未満 | 紹介料金の 50%を返金 |
| 入社後 3 か月未満 | 紹介料金の 30%を返金 |

2 丙が甲の事由により甲を退職した場合は、乙は第 1 項に規定する紹介料の返還する

ことを要せず、当該紹介料を受け取る権利を有するものとする。

#### 第 8 条（守秘義務）

甲及び乙は、本契約の遂行に際して得た情報（甲乙の会社情報及び乙が紹介した人材の個人情報（不採用の者も含む））を正当な理由なく、第三者に漏らしてはならず、相互に守秘義務を負うものとする。

#### 第 9 条（基本契約の解除）

甲又は乙の一方が、相手方が正当な理由なく本契約に定める条項に不履行があり、履行の催告に対して誠意を示さない場合は、本契約の全部又は一部を将来に向かって解除することができるものとする。

#### 第 10 条（残存条項）

甲及び乙は、本契約満了又は解除後においても、本契約第 7 条の規定はなお効力を有するものとする。

#### 第 11 条（反社会的勢力との絶縁の保証）

甲及び乙は、自らが暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会的勢力でないこと、及びそれらと一切の関係ないことを表明及び保証する。甲及び乙は、相手方がこの轄に反すると合理的に判断したときは、本契約を解除することができるものとし、本契約を解除したことにより、相手方に損害が生じてもこれを賠償ないし補償することを要しない。また解除したことにより自身に損害が生じた場合は、相手方はその損害を賠償するものとする。

#### 第 12 条（個別確認）

この契約の有効期間中、乙が甲に人材を推薦し、当該人材の甲への入社を内定する都度、甲は当該人材の入社内定通知書又は入社内定通知に代わりうる通知書の写を乙に送付するものとし、これに基づき乙は甲に対し、本対価を請求するものとする。なお、当該通知書に代えて個別契約書（覚書）を取り交わすことができるものとする。

#### 第 13 条（優先事項）

この基本契約書と第 12 条に定める個別の覚書において、齟齬が生じた場合、個別の覚書を優先するものとする。

#### 第 14 条（管轄裁判所）

甲及び乙は、本契約に関し裁判上の紛争が生じたときは、〇〇〇〇裁判所を管轄裁判所とす

る。

以上、本契約成立の証として本契約書2通を作成し、甲乙それぞれ記名捺印のうえ、各1通を保持する。

令和     年     月     日

甲)

印

乙)     株式会社びねつ  
代表取締役 高嶺 克也  
沖縄県那覇市久茂地 2-2-2 タイムスビル 10F  
有料職業紹介事業許可番号(47-ユ 300178)

印